

平成27・28年度「保全工事」に係る参加資格要件・工事区分表（別冊）

千里住まいセンター用	1頁・2頁
大阪住まいセンター用	3頁・4頁
泉北住まいセンター用	5頁・6頁
兵庫住まいセンター用	7頁・8頁
京都住まいセンター用	9頁・10頁
奈良住まいセンター用	11頁・12頁
阪神住まいセンター用	13頁・14頁
住まいセンター業務区域表	15頁

独立行政法人都市再生機構西日本支社

工事 種別	工事区分	工事区分記号	工事内容	《参考》 25・26年度発注件数	機構の定める要件		
					格付	地域要件	実績要件（技術的適性）
保全 建築	(1) 住戸内建築等修繕 工事	27-保-建-中小-1	外回りアルミ製建具のアルミ化 工事 銅製建具のアルミ化工事 外回り木製建具アルミ化工事 ひる石天井修繕工事 洗濯排水設備工事 他	(0件)	保全建築登 録業者のう ち中小企業 (※2) に 該当する者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、 泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してあ る本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間(※3) の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構 発注修繕工事（1件当たり500万円以上）を元請けとして施工した 実績があること。	ＲＣ造、ＳＲＣ造の居住中の世帯向け共同住宅において、工事内容に記載した 同種の建築修繕工事について、元請けまたは当機構一次下請けのいずれかで1件当り ５００万円以上の施工実績を有する者で、調査資料の提出日の属する年度の前年度末 から過去15年間(※3)までの間にそれぞれ次の要件を全て満足すること。 １．元請けの場合 ①工事内容に記載した同種工事を延べ３件以上（当該区域内における1件以上の 施工実績を含む）の施工実績があること ②①の実績は全て居住中で住戸内の工事であること （空家時に行う空家修繕工事、リニューアル等工事は対象外） ③①の実績は全て建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上げ、建具、タイル、 防水、ガラスのうち延べ３工種以上の施工実績であること ２．下請けの場合（当機構１次下請） ①当機構発注工事で、工事内容に記載した同種工事を延べ５件以上の施工実績がある こと（元請けとの契約書及び工事範囲、内容が証明できる書類を提出すること・当該 区域内における1件以上の施工実績を含む） ②①の実績は全て居住中で住戸内の工事であること （空家時に行う空家修繕工事、リニューアル等工事は対象外） ③①の実績は全て建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上げ、建具、タイル、 防水、ガラスのうち延べ３工種以上の施工実績であること 施工実績はⅰ当機構工事（元請け）ⅱ他の公共機関工事（元請け）ⅲ当機構工事 （１次下請け）ⅳ民間工事（元請け）の順で、かつ工事完工高で査定する。
	(2) 共用部建築等修繕 工事	27-保-建-中小-2	外壁等修繕工事 屋根防水修繕工事 （コンクリートブロック工法等複 数工種を含む工事） 共用階段・廊下手摺設置工事 階段室床防水工事 防風スクリーン等修繕工事 落下防止庇修繕・設置工事 共用廊下床シート修繕工事 住棟エントランス改修工事 施設整備修繕工事 集合郵便受箱取替工事 他	(9件)	保全建築登 録業者のう ち中小企業 (※2) に 該当する者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、 泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してあ る本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間(※3) の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構 発注修繕工事（1件当たり500万円以上）を元請けとして施工した 実績があること。	ＲＣ造、ＳＲＣ造の居住中の世帯向け共同住宅において、工事内容に記載した 同種の建築修繕工事について、元請けまたは当機構一次下請けのいずれかで1件当り ５００万円以上の施工実績を有する者で、調査資料の提出日の属する年度の前年度末 から過去15年間(※3)までの間にそれぞれ次の要件を全て満足すること。 １．元請けの場合 ①工事内容に記載した同種工事を延べ３件以上（当該区域内における1件以上の 施工実績を含む）の施工実績があること ②①の実績は全て居住中の工事であること ③①の実績は全て建設業法で定める、左官、塗装、防水、とび、建具、タイル のうち延べ３工種以上の施工実績であること ２．下請けの場合（当機構１次下請） ①当機構発注工事で、工事内容に記載した同種工事を延べ５件以上の施工実績がある こと（元請けとの契約書及び工事範囲、内容が証明できる書類を提出すること・当該 区域内における1件以上の施工実績を含む） ②①の実績は全て居住中の工事であること ③①の実績は全て建設業法で定める左官、塗装、防水、とび、建具、タイル のうち延べ３工種以上の施工実績であること 施工実績はⅰ当機構工事（元請け）ⅱ他の公共機関工事（元請け）ⅲ当機構工事 （１次下請け）ⅳ民間工事（元請け）の順で、かつ工事完工高で査定する。
塗装	塗装工事	27-保-塗-1	外回り鉄部・建具塗装工事 屋外工作物塗装工事 屋内壁塗装工事 他	(10件)	塗装登 録業者のう ち中小企業 (※2) に 該当する者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、 泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してあ る本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間(※3) の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構 発注修繕工事（1件当たり250万円以上）を元請けとして施工した 実績があること。	①ＲＣ造、ＳＲＣ造の居住中の世帯向け共同住宅において、住戸内の塗装工事につい て、元請けとして1件当り２５０万円以上の施工実績を有する者で、調査資料の提出 日の属する年度の前年度末から過去15年間(※3)までの間に延べ３件以上（当該区域内 における1件以上の施工実績を含む）の施工実績があること。 施工実績はⅰ当機構工事（元請け）ⅱ他の公共機関工事（元請け）ⅲ民間工事 （元請け）の順で、かつ工事完工高で査定する。
防水	防水工事	27-保-防-1	屋根脱気絶縁複合防水工事 屋根断熱防水等修繕工事 バルコニー床防水工事 他	(0件)	防水登 録業者のう ち中小企業 (※2) に 該当する者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、 泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してあ る本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間(※3) の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構 発注修繕工事（1件当たり500万円以上）を元請けとして施工した 実績があること。	①ＲＣ造、ＳＲＣ造の居住中の世帯向け共同住宅、若しくはＲＣ造、ＳＲＣ造の 供用開始している公共施設において、工事内容に記載した防水工事について、元 請けとして調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間(※3)の間に 1件当り５００万円以上の（元請）施工実績があること。 施工実績はⅰ当機構工事（元請け）ⅱ他の公共機関工事（元請け）ⅲ民間工事 （元請け）の順で、かつ工事完工高で査定する。

※1工事種別ごとに修繕等工事に係る施工マニュアルを整備すること（マニュアルの添付）

※2官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和4１年法律第97号）第２条（1）に該当する者（資本の額又は出資の総額が３億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が３百人以下の会社及び個人）

※3平成27年度中の受付：平成12年4月1日から平成27年3月31日までの施工実績

平成28年度中の受付：平成13年4月1日から平成28年3月31日までの施工実績

工事 種別	工事区分	工事区分記号	工事内容	《参考》 25・26年度発注件数	機構の定める要件		
					格付	地域要件	実績要件（技術的適性）
保全 土木	土木修繕等工事	27-保-土-中小-1	道路修繕工事 通路修繕工事 污水管修繕工事 外柵修繕工事 駐車場基盤整備工事 他	(2件)	保全土木 登録業者の うち中小企 業（※2） に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、 泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してあ る本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種 の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして 施工した実績があること。	R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅の敷地内において、工事内容に 記載した土木修繕等工事について、調査資料の提出日の属する年度の前年度末から 過去15年間（※3）の間に1件当り5 0 0万円以上の施工実績があること。 なお、施工実績の工種については、整地工事、道路工事、排水管路工事を全て 含むこと。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事 （1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
			電灯幹線（40A化）改修工事 照明器具修繕工事 自動火災報知設備修繕工事 他		電気B	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、 泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してあ る本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種 の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして 施工した実績があること。	R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅において、単独の電気設備修繕 等工事を調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に 1件当り5 0 0万円以上の施工実績があること。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事 （1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
電気	(1) 電気設備修繕等 工事	27-保-電-B-1	増幅器修繕工事 他	(11件)	電気C	②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種 の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして 施工した実績があること。	R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅において、単独のテレビ共聴設備 修繕等工事を調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に 1件当り5 0 0万円以上の施工実績があること。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事 （1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
	(2) テレビ共聴設備 修繕等工事	27-保-電-1			電気通信工 事の建設業 許可をもつ 電気登録業 者	次のいずれかの要件に該当すること ①大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県 内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所 があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種 の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして 施工した実績があること。	
管	機械設備修繕等 工事-1	27-保-管-B-1	給水管修繕工事 雑排水管修繕工事 他	(7件)	管B	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、 泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してあ る本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種 の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして 施工した実績があること。	R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅において、単独の機械設備修繕 等工事を調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に 1件当り5 0 0万円以上の施工実績があること。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事 （1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
		27-保-管-C-1			管C	②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種 の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして 施工した実績があること。	
機械	機械設備修繕等 工事-2	27-保-機-1	ゴミ貯留排出装置修繕工事 他	(0件)	機械設置	次のいずれかの要件に該当すること ①大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、又は和歌山県 内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所 があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種 の当機構発注修繕工事（1件当り250万円以上）を元請けとして 施工した実績があること。	R C造、S R C造の世帯向け共同住宅において、単独のゴミ貯留排出装置修繕 又は新設工事を調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3） の間に1件当り250万円以上の施工実績があること。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事 （1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
造園	造園再整備工事	27-保-園-B-1	園路(通路)整備工事 広場整備工事 遊戯施設整備工事 修景施設整備工事 植栽整備工事 他	(0件)	造園B	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、 泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してあ る本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種 の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして 施工した実績があること。	R C造、S R C造の世帯向け共同住宅の敷地内において、調査資料の提出日 の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に工事内容に記載した造園再整備 工事又は造園工事で1件当り5 0 0万円以上の施工実績があること 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事 （1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
		27-保-園-C-1			造園C	②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種 の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして 施工した実績があること。	

※1工事種別ごとに修繕等工事に係る施工マニュアルを整備すること（マニュアルの添付）

※2官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和4 1 年法律第97号）第2条（1）に該当する者（資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人）

※3平成27年度中の受付：平成12年4月1日から平成27年3月31日までの施工実績

平成28年度中の受付：平成13年4月1日から平成28年3月31日までの施工実績

工事 種別	工事区分	工事区分記号	工事内容	《参考》 25・26年度発注件数	機構の定める要件		
					格付	地域要件	実績要件（技術的適性）
保全 建築	(1) 住戸内建築等修繕 工事	27-保-建-中小-3	外回りアルミ製建具のアルミ化 工事 銅製建具のアルミ化工事 木製建具アルミ化工事 ひる石天井修繕工事 洗濯排水設備工事 他	(1件)	保全建築登録業者のうち中小企業（※2）に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出している本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当たり500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	ＲＣ造、ＳＲＣ造の居住中の世帯向け共同住宅において、工事内容に記載した同種の建築修繕工事について、元請けまたは当機構一次下請けのいずれかで1件当たり500万円以上の施工実績を有する者で、調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）までの間にそれぞれ次の要件を全て満足すること。 １．元請けの場合 ①工事内容に記載した同種工事を延べ3件以上（当該区域内における1件以上の施工実績を含む）の施工実績があること ②①の実績は全て居住中で住戸内の工事であること （空家時に行う空家修繕工事、リニューアル等工事は対象外） ③①の実績は全て建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上げ、建具、タイル、防水、ガラスのうち延べ3工種以上の施工実績であること ２．下請けの場合（当機構1次下請） ①当機構発注工事で、工事内容に記載した同種工事を延べ5件以上の施工実績があること（元請けとの契約書及び工事範囲、内容が証明できる書類を提出すること・当該区域内における1件以上の施工実績を含む） ②①の実績は全て居住中で住戸内の工事であること （空家時に行う空家修繕工事、リニューアル等工事は対象外） ③①の実績は全て建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上げ、建具、タイル、防水、ガラスのうち延べ3工種以上の施工実績であること 施工実績はⅰ当機構工事（元請け）ⅱ他の公共機関工事（元請け）ⅲ当機構工事（1次下請け）ⅳ民間工事（元請け）の順で、かつ工事完工高で査定する。
	(2) 共用部建築等修繕 工事	27-保-建-中小-4	外壁等修繕工事 屋根防水修繕工事 （コンクリートブロック工法等複数工種を含む工事） 共用階段・廊下手摺設置工事 階段室床防水工事 防風スクリーン等修繕工事 落下防止庇修繕・設置工事 共用廊下床シート修繕工事 住棟エントランス改修工事 施設整備修繕工事 集合郵便受箱取替工事 他	(6件)	保全建築登録業者のうち中小企業（※2）に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出している本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当たり500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	ＲＣ造、ＳＲＣ造の居住中の世帯向け共同住宅において、工事内容に記載した同種の建築修繕工事について、元請けまたは当機構一次下請けのいずれかで1件当たり500万円以上の施工実績を有する者で、調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）までの間にそれぞれ次の要件を全て満足すること。 １．元請けの場合 ①工事内容に記載した同種工事を延べ3件以上（当該区域内における1件以上の施工実績を含む）の施工実績があること ②①の実績は全て居住中の工事であること ③①の実績は全て建設業法で定める、左官、塗装、防水、とび、建具、タイルのうち延べ3工種以上の施工実績であること ２．下請けの場合（当機構1次下請） ①当機構発注工事で、工事内容に記載した同種工事を延べ5件以上の施工実績があること（元請けとの契約書及び工事範囲、内容が証明できる書類を提出すること・当該区域内における1件以上の施工実績を含む） ②①の実績は全て居住中の工事であること ③①の実績は全て建設業法で定める左官、塗装、防水、とび、建具、タイルのうち延べ3工種以上の施工実績であること 施工実績はⅰ当機構工事（元請け）ⅱ他の公共機関工事（元請け）ⅲ当機構工事（1次下請け）ⅳ民間工事（元請け）の順で、かつ工事完工高で査定する。
塗装	塗装工事	27-保-塗-2	外回り鉄部・建具塗装工事 屋外工作物塗装工事 屋内壁塗装工事 他	(11件)	塗装登録業者のうち中小企業（※2）に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出している本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当たり250万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	①ＲＣ造、ＳＲＣ造の居住中の世帯向け共同住宅において、住戸内の塗装工事について、元請けとして1件当たり250万円以上の施工実績を有する者で、調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に延べ3件以上（当該区域内における1件以上の施工実績を含む）の施工実績があること。 施工実績はⅰ当機構工事（元請け）ⅱ他の公共機関工事（元請け）ⅲ民間工事（元請け）の順で、かつ工事完工高で査定する。
防水	防水工事	27-保-防-2	屋根脱気絶縁複合防水工事 屋根断熱防水等修繕工事 バルコニー床防水工事 他	(1件)	防水登録業者のうち中小企業（※2）に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出している本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当たり500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	①ＲＣ造、ＳＲＣ造の居住中の世帯向け共同住宅、若しくはＲＣ造、ＳＲＣ造の供用開始している公共施設において、工事内容に記載した防水工事について、元請けとして調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に1件当たり500万円以上の（元請）施工実績があること。 施工実績はⅰ当機構工事（元請け）ⅱ他の公共機関工事（元請け）ⅲ民間工事（元請け）の順で、かつ工事完工高で査定する。

※1工事種別ごとに修繕等工事に係る施工マニュアルを整備すること（マニュアルの添付）

※2官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条（1）に該当する者（資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人）

※3平成27年度中の受付：平成12年4月1日から平成27年3月31日までの施工実績

平成28年度中の受付：平成13年4月1日から平成28年3月31日までの施工実績

工事種別	工事区分	工事区分記号	工事内容	《参考》 25・26年度発注件数	機構の定める要件		
					格付	地域要件	実績要件（技術的適性）
保全 土木	土木修繕等工事	27-保-土-中小-2	道路修繕工事 通路修繕工事 汚水管修繕工事 外柵修繕工事 駐車場基盤整備工事 他	(0件)	電気B	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、 泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある 本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の 当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして 施工した実績があること。	RC造、SRC造の居住中の世帯向け共同住宅の敷地内において、工事内容に 記載した土木修繕等工事について、調査資料の提出日の属する年度の 前年度末から過去15年間（※3）の間に1件当り500万円以上の 施工実績があること。 なお、施工実績の工種については、整地工事、道路工事、排水管路工事を全て 含むこと。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事 （1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
			電気C		次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、 泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある 本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の 当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして 施工した実績があること。		
			電気通信 工事の建設業 許可をもつ 電気登録業者		次のいずれかの要件に該当すること ①大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県 内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所 があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の 当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして 施工した実績があること。		
電気	(1)電気設備修繕等 工事	27-保-電-B-2	電灯幹線（40A化）改修工事 照明器具修繕工事 自動火災報知設備修繕工事 他	(10件)	電気B	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、 泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある 本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の 当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして 施工した実績があること。	RC造、SRC造の居住中の世帯向け共同住宅において、単独の電気設備修繕 等工事を調査資料の提出日の属する年度の 前年度末から過去15年間（※3）の間に 1件当り500万円以上の施工実績があること。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事 （1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
		27-保-電-C-2			電気C		
	(2)テレビ共聴設備 修繕等工事	27-保-電-2	増幅器修繕工事 他	(0件)	電気通信 工事の建設業 許可をもつ 電気登録業者	次のいずれかの要件に該当すること ①大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県 内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所 があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の 当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして 施工した実績があること。	RC造、SRC造の居住中の世帯向け共同住宅において、単独のテレビ共聴設備 修繕等工事を調査資料の提出日の属する年度の 前年度末から過去15年間（※3）の間に 1件当り500万円以上の施工実績があること。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事 （1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
管	機械設備修繕等 工事-1	27-保-管-B-2	給水管修繕工事 雑排水管修繕工事 他	(9件)	管B	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、 泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある 本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の 当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして 施工した実績があること。	RC造、SRC造の居住中の世帯向け共同住宅において、単独の機械設備修繕 等工事を調査資料の提出日の属する年度の 前年度末から過去15年間（※3）の間に 1件当り500万円以上の施工実績があること。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事 （1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
		27-保-管-C-2			管C		
機械	機械設備修繕等 工事-2	27-保-機-2	ゴミ貯留排出装置修繕工事 他	(0件)	機械設置	次のいずれかの要件に該当すること ①大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、又は和歌山県 内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所 があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の 当機構発注修繕工事（1件当り250万円以上）を元請けとして 施工した実績があること。	RC造、SRC造の世帯向け共同住宅において、単独のゴミ貯留排出装置修繕 又は新設工事を調査資料の提出日の属する年度の 前年度末から過去15年間（※3） の間に1件当り250万円以上の施工実績があること。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事 （1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
造園	造園再整備工事	27-保-園-B-2	園路（通路）整備工事 広場整備工事 遊戯施設整備工事 修景施設整備工事 植栽整備工事 他	(0件)	造園B	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、 泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある 本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の 当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして 施工した実績があること。	RC造、SRC造の世帯向け共同住宅の敷地内において、調査資料の提出日 日の属する年度の 前年度末から過去15年間（※3）の間に工事内容に記載した造園再整 備工事又は造園工事で1件当り500万円以上の施工実績があること。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事 （1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
		27-保-園-C-2	造園C	②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の 当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして 施工した実績があること。			

※1工事種別ごとに修繕等工事に係る施工マニュアルを整備すること（マニュアルの添付）

※2官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和4 1 年法律第97号）第2条（1）に該当する者（資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人）

※3平成27年度中の受付：平成12年4月1日から平成27年3月31日までの施工実績

平成28年度中の受付：平成13年4月1日から平成28年3月31日までの施工実績

工事 種別	工事区分	工事区分記号	工事内容	《参考》 25・26年度発注件数	機構の定める要件		
					格付	地域要件	実績要件（技術的適性）
保全 建築	(1) 住戸内建築等修繕 工事	27-保-建-中小-5	外回りアルミ製建具のアルミ化 工事 銅製建具のアルミ化工事 木製建具アルミ化工事 ひる石天井修繕工事 洗濯排水設備工事 他	(2件)	保全建築登録業者のうち中小企業（※2）に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出している本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当たり500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	ＲＣ造、ＳＲＣ造の居住中の世帯向け共同住宅において、工事内容に記載した同種の建築修繕工事について、元請けまたは当機構一次下請けのいずれかで1件当たり500万円以上の施工実績を有する者で、調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）までの間にそれぞれ次の要件を全て満足すること。 １．元請けの場合 ①工事内容に記載した同種工事を延べ3件以上（当該区域内における1件以上の施工実績を含む）の施工実績があること ②①の実績は全て居住中で住戸内の工事であること （空家時に行う空家修繕工事、リニューアル等工事は対象外） ③①の実績は全て建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上げ、建具、タイル、防水、ガラスのうち延べ3工種以上の施工実績であること ２．下請けの場合（当機構1次下請） ①当機構発注工事で、工事内容に記載した同種工事を延べ5件以上の施工実績があること（元請けとの契約書及び工事範囲、内容が証明できる書類を提出すること・当該区域内における1件以上の施工実績を含む） ②①の実績は全て居住中で住戸内の工事であること （空家時に行う空家修繕工事、リニューアル等工事は対象外） ③①の実績は全て建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上げ、建具、タイル、防水、ガラスのうち延べ3工種以上の施工実績であること 施工実績はⅰ当機構工事（元請け）ⅱ他の公共機関工事（元請け）ⅲ当機構工事（1次下請け）ⅳ民間工事（元請け）の順で、かつ工事完工高で査定する。
	(2) 共用部建築等修繕 工事	27-保-建-中小-6	外壁等修繕工事 屋根防水修繕工事 （コンクリートブロック工法等複数工種を含む工事） 共用階段・廊下手摺設置工事 階段室床防水工事 防風スクリーン等修繕工事 落下防止庇修繕・設置工事 共用廊下床シート修繕工事 住棟エントランス改修工事 施設整備修繕工事 集合郵便受箱取替工事 他	(24件)	保全建築登録業者のうち中小企業（※2）に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出している本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当たり500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	ＲＣ造、ＳＲＣ造の居住中の世帯向け共同住宅において、工事内容に記載した同種の建築修繕工事について、元請けまたは当機構一次下請けのいずれかで1件当たり500万円以上の施工実績を有する者で、調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）までの間にそれぞれ次の要件を全て満足すること。 １．元請けの場合 ①工事内容に記載した同種工事を延べ3件以上（当該区域内における1件以上の施工実績を含む）の施工実績があること ②①の実績は全て居住中の工事であること ③①の実績は全て建設業法で定める、左官、塗装、防水、とび、建具、タイルのうち延べ3工種以上の施工実績であること ２．下請けの場合（当機構1次下請） ①当機構発注工事で、工事内容に記載した同種工事を延べ5件以上の施工実績があること（元請けとの契約書及び工事範囲、内容が証明できる書類を提出すること・当該区域内における1件以上の施工実績を含む） ②①の実績は全て居住中の工事であること ③①の実績は全て建設業法で定める左官、塗装、防水、とび、建具、タイルのうち延べ3工種以上の施工実績であること 施工実績はⅰ当機構工事（元請け）ⅱ他の公共機関工事（元請け）ⅲ当機構工事（1次下請け）ⅳ民間工事（元請け）の順で、かつ工事完工高で査定する。
塗装	塗装工事	27-保-塗-3	外回り鉄部・建具塗装工事 屋外工作物塗装工事 屋内壁塗装工事 他	(5件)	塗装登録業者のうち中小企業（※2）に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出している本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当たり250万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	①ＲＣ造、ＳＲＣ造の居住中の世帯向け共同住宅において、住戸内の塗装工事について、元請けとして1件当たり250万円以上の施工実績を有する者で、調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に延べ3件以上（当該区域内における1件以上の施工実績を含む）の施工実績があること。 施工実績はⅰ当機構工事（元請け）ⅱ他の公共機関工事（元請け）ⅲ民間工事（元請け）の順で、かつ工事完工高で査定する。
防水	防水工事	27-保-防-3	屋根脱気絶縁複合防水工事 屋根断熱防水等修繕工事 バルコニー床防水工事 他	(0件)	防水登録業者のうち中小企業（※2）に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出している本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当たり500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	①ＲＣ造、ＳＲＣ造の居住中の世帯向け共同住宅、若しくはＲＣ造、ＳＲＣ造の供用開始している公共施設において、工事内容に記載した防水工事について、元請けとして調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に1件当たり500万円以上の（元請）施工実績があること。 施工実績はⅰ当機構工事（元請け）ⅱ他の公共機関工事（元請け）ⅲ民間工事（元請け）の順で、かつ工事完工高で査定する。

※1工事種別ごとに修繕等工事に係る施工マニュアルを整備すること（マニュアルの添付）

※2官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条（1）に該当する者（資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人）

※3平成27年度中の受付：平成12年4月1日から平成27年3月31日までの施工実績

平成28年度中の受付：平成13年4月1日から平成28年3月31日までの施工実績

工事種別	工事区分	工事区分記号	工事内容	《参考》 25・26年度発注件数	機構の定める要件		
					格付	地域要件	実績要件（技術的適性）
保全 土木	土木修繕等工事	27-保-土-中小-3	道路修繕工事 通路修繕工事 污水管修繕工事 外柵修繕工事 駐車場基盤整備工事 他	(1件)	保全土木 登録業者の うち中小企 業（※2） に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅の敷地内において、工事内容に記載した土木修繕等工事について、調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に1件当り5 0 0 0万円以上の施工実績があること。 なお、施工実績の工種については、整地工事、道路工事、排水管路工事を全て含むこと。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事（1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
			電灯幹線（40A化）改修工事 照明器具修繕工事 自動火災報知設備修繕工事 他		電気B	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅において、単独の電気設備修繕等工事を調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に1件当り5 0 0 0万円以上の施工実績があること。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事（1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
電気	(1)電気設備修繕等工事	27-保-電-B-3	増幅器修繕工事 他	(4件)	電気C	②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅において、単独のテレビ共聴設備修繕等工事を調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に1件当り5 0 0 0万円以上の施工実績があること。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事（1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
		27-保-電-C-3			電気通信工事の建設業許可をもつ電気登録業者	次のいずれかの要件に該当すること ①大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	
管	機械設備修繕等工事-1	27-保-管-B-3	給水管修繕工事 雑排水管修繕工事 他	(9件)	管B	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅において、単独の機械設備修繕等工事を調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に1件当り5 0 0 0万円以上の施工実績があること。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事（1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
		27-保-管-C-3			管C	②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	
機械	機械設備修繕等工事-2	27-保-機-3	ゴミ貯留排出装置修繕工事 他	(0件)	機械設置	次のいずれかの要件に該当すること ①大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、又は和歌山県内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当り250万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	R C造、S R C造の世帯向け共同住宅において、単独のゴミ貯留排出装置修繕又は新設工事を調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に1件当り250万円以上の施工実績があること。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事（1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
造園	造園再整備工事	27-保-園-B-3	園路(通路)整備工事 広場整備工事 遊戯施設整備工事 修景施設整備工事 植栽整備工事 他	(0件)	造園B	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	R C造、S R C造の世帯向け共同住宅の敷地内において、調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に工事内容に記載した造園再整備工事又は造園工事で1件当り5 0 0 0万円以上の施工実績があること 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事（1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
		27-保-園-C-3			造園C	②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	

※1工事種別ごとに修繕等工事に係る施工マニュアルを整備すること（マニュアルの添付）

※2官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条（1）に該当する者（資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人）

※3平成27年度中の受付：平成12年4月1日から平成27年3月31日までの施工実績

平成28年度中の受付：平成13年4月1日から平成28年3月31日までの施工実績

工事 種別	工事区分	工事区分記号	工事内容	《参考》 25・26年度発注件数	機構の定める要件		
					格付	地域要件	実績要件（技術的適性）
保全 建築	(1) 住戸内建築等修繕 工事	27-保-建-中小-7	外回りアルミ製建具のアルミ化 工事 銅製建具のアルミ化工事 外回り木製建具アルミ化工事 ひる石天井修繕工事 洗濯排水設備工事 他	(0件)	保全建築登 録業者のう ち中小企業 (※2) に 該当する者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社兵庫住まいセンター、大阪住まいセンター、 阪神住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある 本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15 年間(※3)の間に、上記区域内において工事内容に記載 した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上） を元請けとして施工した実績があること。	ＲＣ造、ＳＲＣ造の居住中の世帯向け共同住宅において、工事内容に記載した 同種の建築修繕工事について、元請けまたは当機構一次下請けのいずれかで1件当り ５００万円以上の施工実績を有する者で、調査資料の提出日の属する年度の前年度末 から過去15年間(※3)までの間にそれぞれ次の要件を全て満足すること。 １．元請けの場合 ①工事内容に記載した同種工事を延べ３件以上（当該区域内における1件以上の 施工実績を含む）の施工実績があること ②①の実績は全て居住中で住戸内の工事であること （空家時に行う空家修繕工事、リニューアル等工事は対象外） ③①の実績は全て建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上げ、建具、タイル、 防水、ガラスのうち延べ３工種以上の施工実績であること ２．下請けの場合（当機構１次下請） ①当機構発注工事で、工事内容に記載した同種工事を延べ５件以上の施工実績がある こと（元請けとの契約書及び工事範囲、内容が証明できる書類を提出すること・当該 区域内における1件以上の施工実績を含む） ②①の実績は全て居住中で住戸内の工事であること （空家時に行う空家修繕工事、リニューアル等工事は対象外） ③①の実績は全て建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上げ、建具、タイル、 防水、ガラスのうち延べ３工種以上の施工実績であること 施工実績はⅰ当機構工事（元請け）ⅱ他の公共機関工事（元請け）ⅲ当機構工事 （１次下請け）ⅳ民間工事（元請け）の順で、かつ工事完工高で査定する。
	(2) 共用部建築等修繕 工事	27-保-建-中小-8	外壁等修繕工事 屋根防水修繕工事 （コンクリートブロック工法等複 数工種を含む工事） 共用階段・廊下手摺設置工事 階段室床防水工事 防風スクリーン等修繕工事 落下防止庇修繕・設置工事 共用廊下床シート修繕工事 住棟エントランス改修工事 施設整備修繕工事 集合郵便受箱取替工事 他	(2件)	保全建築登 録業者のう ち中小企業 (※2) に 該当する者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社兵庫住まいセンター、大阪住まいセンター、 阪神住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある 本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15 年間(※3)の間に、上記区域内において工事内容に記載 した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上） を元請けとして施工した実績があること。	ＲＣ造、ＳＲＣ造の居住中の世帯向け共同住宅において、工事内容に記載した 同種の建築修繕工事について、元請けまたは当機構一次下請けのいずれかで1件当り ５００万円以上の施工実績を有する者で、調査資料の提出日の属する年度の前年度末 から過去15年間(※3)までの間にそれぞれ次の要件を全て満足すること。 １．元請けの場合 ①工事内容に記載した同種工事を延べ３件以上（当該区域内における1件以上の 施工実績を含む）の施工実績があること ②①の実績は全て居住中の工事であること ③①の実績は全て建設業法で定める、左官、塗装、防水、とび、建具、タイル のうち延べ３工種以上の施工実績であること ２．下請けの場合（当機構１次下請） ①当機構発注工事で、工事内容に記載した同種工事を延べ５件以上の施工実績がある こと（元請けとの契約書及び工事範囲、内容が証明できる書類を提出すること・当該 区域内における1件以上の施工実績を含む） ②①の実績は全て居住中の工事であること ③①の実績は全て建設業法で定める左官、塗装、防水、とび、建具、タイル のうち延べ３工種以上の施工実績であること 施工実績はⅰ当機構工事（元請け）ⅱ他の公共機関工事（元請け）ⅲ当機構工事 （１次下請け）ⅳ民間工事（元請け）の順で、かつ工事完工高で査定する。
塗装	塗装工事	27-保-塗-4	外回り鉄部・建具塗装工事 屋外工作物塗装工事 屋内壁塗装工事 他	(13件)	塗装登録 業者のう ち中小企業 (※2) に 該当する者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社兵庫住まいセンター、大阪住まいセンター、 阪神住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある 本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15 年間(※3)の間に、上記区域内において工事内容に記載 した同種の当機構発注修繕工事（1件当り250万円以上） を元請けとして施工した実績があること。	①ＲＣ造、ＳＲＣ造の居住中の世帯向け共同住宅において、住戸内の塗装工事につい て、元請けとして1件当り２５０万円以上の施工実績を有する者で、調査資料の提出日 の属する年度の前年度末から過去15年間(※3)の間に延べ３件以上（当該区域内における 1件以上の施工実績を含む）の施工実績があること。 施工実績はⅰ当機構工事（元請け）ⅱ他の公共機関工事（元請け）ⅲ民間工事 （元請け）の順で、かつ工事完工高で査定する。
防水	防水工事	27-保-防-4	屋根脱気絶縁複合防水工事 屋根断熱防水等修繕工事 バルコニー床防水工事 他	(2件)	防水登録 業者のう ち中小企業 (※2) に 該当する者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社兵庫住まいセンター、大阪住まいセンター、 阪神住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある 本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15 年間(※3)の間に、上記区域内において工事内容に記載 した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上） を元請けとして施工した実績があること。	①ＲＣ造、ＳＲＣ造の居住中の世帯向け共同住宅、若しくはＲＣ造、ＳＲＣ造の 供用開始している公共施設において、工事内容に記載した防水工事について、元 請けとして調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間(※3)の間に 1件当り５００万円以上の（元請）施工実績があること。 施工実績はⅰ当機構工事（元請け）ⅱ他の公共機関工事（元請け）ⅲ民間工事 （元請け）の順で、かつ工事完工高で査定する。

※1工事種別ごとに修繕等工事に係る施工マニュアルを整備すること（マニュアルの添付）

※2官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和4１年法律第97号）第２条（１）に該当する者（資本の額又は出資の総額が３億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が３百人
以下の会社及び個人）

※3平成27年度中の受付：平成12年4月1日から平成27年3月31日までの施工実績

平成28年度中の受付：平成13年4月1日から平成28年3月31日までの施工実績

工事種別	工事区分	工事区分記号	工事内容	《参考》 25・26年度発注件数	機構の定める要件		
					格付	地域要件	実績要件（技術的適性）
保全 土木	土木修繕等工事	27-保-土-中小-4	道路修繕工事 通路修繕工事 污水管修繕工事 外柵修繕工事 駐車場基盤整備工事 他	(0件)	保全土木 登録業者の うち中小企 業（※2） に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社兵庫住まいセンター、大阪住まいセンター、 阪神住まいまいセンター区域内において、建設業法上届出してある 本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の 当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして 施工した実績があること。	ＲＣ造、ＳＲＣ造の居住中の世帯向け共同住宅の敷地内において、工事内容に 記載した土木修繕等工事について、調査資料の提出日の属する年度の前年度末から 過去15年間（※3）の間に1件当り5 0 0 万円以上の施工実績があること。 なお、施工実績の工種については、整地工事、道路工事、排水管路工事を全て 含むこと。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事 （1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
			(1)電気設備修繕等 工事		27-保-電-B-4	電灯幹線（40A化）改修工事 照明器具修繕工事 自動火災報知設備修繕工事 他	(7件)
27-保-電-C-4		電気C		②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の 当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして 施工した実績があること。			
	(2)テレビ共聴設備 修繕等工事	27-保-電-4	増幅器修繕工事 他	(0件)	電気通信工 事の建設業 許可をもつ 電気登録業 者	次のいずれかの要件に該当すること ①大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県 内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所 があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の 当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして 施工した実績があること。	ＲＣ造、ＳＲＣ造の居住中の世帯向け共同住宅において、単独のテレビ共聴設備 修繕等工事を調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に 1件当り5 0 0 万円以上の施工実績があること。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事 （1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
管	機械設備修繕等 工事-1	27-保-管-B-4	給水管修繕工事 雑排水管修繕工事 他	(4件)	管B	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社兵庫住まいまいセンター、大阪住まいまいセンター、 阪神住まいまいセンター区域内において、建設業法上届出してある 本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の 当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして 施工した実績があること。	ＲＣ造、ＳＲＣ造の居住中の世帯向け共同住宅において、単独の機械設備修繕 等工事を調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に 1件当り5 0 0 万円以上の施工実績があること。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事 （1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
		27-保-管-C-4			管C	②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の 当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして 施工した実績があること。	
造園	造園再整備工事	27-保-園-B-4	園路（通路）整備工事 広場整備工事 遊戯施設整備工事 修景施設整備工事 植栽整備工事 他	(0件)	造園B	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社兵庫住まいまいセンター、大阪住まいまいセンター、 阪神住まいまいセンター区域内において、建設業法上届出してある 本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の 当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして 施工した実績があること。	ＲＣ造、ＳＲＣ造の世帯向け共同住宅の敷地内において、調査資料の提出日 の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に工事内容に記載した造園再整備工 事又は造園工事で1件当り5 0 0 万円以上の施工実績があること 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事 （1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
		27-保-園-C-4			造園C	②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の 当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして 施工した実績があること。	

※1工事種別ごとに修繕等工事に係る施工マニュアルを整備すること（マニュアルの添付）

※2官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条（1）に該当する者（資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人）

※3平成27年度中の受付：平成12年4月1日から平成27年3月31日までの施工実績

平成28年度中の受付：平成13年4月1日から平成28年3月31日までの施工実績

工事 種別	工事区分	工事区分記号	工事内容	《参考》 25・26年度発注件数	機構の定める要件		
					格付	地域要件	実績要件（技術的適性）
保全 建築	(1) 住戸内建築等修繕 工事	27-保-建-中小-9	外回りアルミ製建具のアルミ化 工事 銅製建具のアルミ化工事 外回り木製建具アルミ化工事 ひる石天井修繕工事 洗濯排水設備工事 他	(0件)	保全建築登録業者のうち中小企業（※2）に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社京都住まいセンター、千里住まいセンター、奈良住まいセンター区域内において、建設業法上届出している本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	ＲＣ造、ＳＲＣ造の居住中の世帯向け共同住宅において、工事内容に記載した同種の建築修繕工事について、元請けまたは当機構一次下請けのいずれかで1件当り５００万円以上の施工実績を有する者で、調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）までの間にそれぞれ次の要件を全て満足すること。 １．元請けの場合 ①工事内容に記載した同種工事を延べ３件以上（当該区域内における1件以上の施工実績を含む）の施工実績があること ②①の実績は全て居住中で住戸内の工事であること （空家時に行う空家修繕工事、リニューアル等工事は対象外） ③①の実績は全て建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上げ、建具、タイル、防水、ガラスのうち延べ３工種以上の施工実績であること ２．下請けの場合（当機構１次下請） ①当機構発注工事で、工事内容に記載した同種工事を延べ５件以上の施工実績があること（元請けとの契約書及び工事範囲、内容が証明できる書類を提出すること・当該区域内における1件以上の施工実績を含む） ②①の実績は全て居住中で住戸内の工事であること （空家時に行う空家修繕工事、リニューアル等工事は対象外） ③①の実績は全て建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上げ、建具、タイル、防水、ガラスのうち延べ３工種以上の施工実績であること 施工実績はⅰ当機構工事（元請け）ⅱ他の公共機関工事（元請け）ⅲ当機構工事（１次下請け）ⅳ民間工事（元請け）の順で、かつ工事完工高で査定する。
	(2) 共用部建築等修繕 工事	27-保-建-中小-10	外壁等修繕工事 屋根防水修繕工事 （コンクリートブロック工法等複数工種を含む工事） 共用階段・廊下手摺設置工事 階段室床防水工事 防風スクリーン等修繕工事 落下防止庇修繕・設置工事 共用廊下床シート修繕工事 住棟エントランス改修工事 施設整備修繕工事 集合郵便受箱取替工事 他	(6件)	保全建築登録業者のうち中小企業（※2）に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社京都住まいセンター、千里住まいセンター、奈良住まいセンター区域内において、建設業法上届出している本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	ＲＣ造、ＳＲＣ造の居住中の世帯向け共同住宅において、工事内容に記載した同種の建築修繕工事について、元請けまたは当機構一次下請けのいずれかで1件当り５００万円以上の施工実績を有する者で、調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）までの間にそれぞれ次の要件を全て満足すること。 １．元請けの場合 ①工事内容に記載した同種工事を延べ３件以上（当該区域内における1件以上の施工実績を含む）の施工実績があること ②①の実績は全て居住中の工事であること ③①の実績は全て建設業法で定める、左官、塗装、防水、とび、建具、タイルのうち延べ３工種以上の施工実績であること ２．下請けの場合（当機構１次下請） ①当機構発注工事で、工事内容に記載した同種工事を延べ５件以上の施工実績があること（元請けとの契約書及び工事範囲、内容が証明できる書類を提出すること・当該区域内における1件以上の施工実績を含む） ②①の実績は全て居住中の工事であること ③①の実績は全て建設業法で定める左官、塗装、防水、とび、建具、タイルのうち延べ３工種以上の施工実績であること 施工実績はⅰ当機構工事（元請け）ⅱ他の公共機関工事（元請け）ⅲ当機構工事（１次下請け）ⅳ民間工事（元請け）の順で、かつ工事完工高で査定する。
塗装	塗装工事	27-保-塗-5	外回り鉄部・建具塗装工事 屋外工作物塗装工事 屋内壁塗装工事 他	(12件)	塗装登録業者のうち中小企業（※2）に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社京都住まいセンター、千里住まいセンター、奈良住まいセンター区域内において、建設業法上届出している本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当り250万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	①ＲＣ造、ＳＲＣ造の居住中の世帯向け共同住宅において、住戸内の塗装工事について、元請けとして1件当り２５０万円以上の施工実績を有する者で、調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に延べ３件以上（当該区域内における1件以上の施工実績を含む）の施工実績があること。 施工実績はⅰ当機構工事（元請け）ⅱ他の公共機関工事（元請け）ⅲ民間工事（元請け）の順で、かつ工事完工高で査定する。
防水	防水工事	27-保-防-5	屋根脱気絶縁複合防水工事 屋根断熱防水等修繕工事 バルコニー床防水工事 他	(0件)	防水登録業者のうち中小企業（※2）に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社京都住まいセンター、千里住まいセンター、奈良住まいセンター区域内において、建設業法上届出している本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	①ＲＣ造、ＳＲＣ造の居住中の世帯向け共同住宅、若しくはＲＣ造、ＳＲＣ造の供用開始している公共施設において、工事内容に記載した防水工事について、元請けとして調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に1件当り５００万円以上の（元請）施工実績があること。 施工実績はⅰ当機構工事（元請け）ⅱ他の公共機関工事（元請け）ⅲ民間工事（元請け）の順で、かつ工事完工高で査定する。

※1工事種別ごとに修繕等工事に係る施工マニュアルを整備すること（マニュアルの添付）

※2官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条（1）に該当する者（資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人）

※3平成27年度中の受付：平成12年4月1日から平成27年3月31日までの施工実績

平成28年度中の受付：平成13年4月1日から平成28年3月31日までの施工実績

工事種別	工事区分	工事区分記号	工事内容	《参考》 25・26年度発注件数	機構の定める要件		
					格付	地域要件	実績要件（技術的適性）
保全 土木	土木修繕等工事	27-保-土-中小-5	道路修繕工事 通路修繕工事 污水管修繕工事 外柵修繕工事 駐車場基盤整備工事 他	(5件)	保全土木 登録業者の うち中小企 業（※2） に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社京都住まいセンター、千里住まいセンター、奈良住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅の敷地内において、工事内容に記載した土木修繕等工事について、調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に1件当り500万円以上の施工実績があること。 なお、施工実績の工種については、整地工事、道路工事、排水管路工事を全て含むこと。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事（1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
					電気B	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社京都住まいセンター、千里住まいセンター、奈良住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅において、単独の電気設備修繕等工事を調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に1件当り500万円以上の施工実績があること。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事（1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
電気	(1)電気設備修繕等工事	27-保-電-B-5	電灯幹線（40A化）改修工事 照明器具修繕工事 自動火災報知設備修繕工事 他	(7件)	電気C	②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅において、単独の電気設備修繕等工事を調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に1件当り500万円以上の施工実績があること。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事（1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
		27-保-電-C-5			電気C	②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅において、単独の電気設備修繕等工事を調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に1件当り500万円以上の施工実績があること。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事（1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
管	機械設備修繕等工事-1	27-保-管-B-5	給水管修繕工事 雑排水管修繕工事 他	(8件)	管B	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社京都住まいセンター、千里住まいセンター、奈良住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅において、単独の機械設備修繕等工事を調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に1件当り500万円以上の施工実績があること。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事（1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
		27-保-管-C-5			管C	②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅において、単独の機械設備修繕等工事を調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に1件当り500万円以上の施工実績があること。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事（1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
造園	造園再整備工事	27-保-園-B-5	園路（通路）整備工事 広場整備工事 遊戯施設整備工事 修景施設整備工事 植栽整備工事 他	(0件)	造園B	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社京都住まいセンター、千里住まいセンター、奈良住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	R C造、S R C造の世帯向け共同住宅の敷地内において、調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に工事内容に記載した造園再整備工事又は造園工事で1件当り500万円以上の施工実績があること 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事（1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
		27-保-園-C-5			造園C	②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	R C造、S R C造の世帯向け共同住宅の敷地内において、調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に工事内容に記載した造園再整備工事又は造園工事で1件当り500万円以上の施工実績があること 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事（1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。

※1工事種別ごとに修繕等工事に係る施工マニュアルを整備すること（マニュアルの添付）

※2官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条（1）に該当する者（資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人）

※3平成27年度中の受付：平成12年4月1日から平成27年3月31日までの施工実績

平成28年度中の受付：平成13年4月1日から平成28年3月31日までの施工実績

工事 種別	工事区分	工事区分記号	工事内容	《参考》 25・26年度発注件数	機構の定める要件		
					格付	地域要件	実績要件（技術的適性）
保全 建築	(1) 住戸内建築等修繕 工事	27-保-建-中小-11	外回りアルミ製建具のアルミ化 工事 銅製建具のアルミ化工事 外回り木製建具アルミ化工事 ひる石天井修繕工事 洗濯排水設備工事 他	(3件)	保全建築登 録業者のう ち中小企業 (※2) に 該当する者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社奈良住まいセンター、大阪住まいセンター、 京都住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある 本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15 年間(※3)の間に、上記区域内において工事内容に記載 した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上） を元請けとして施工した実績があること。	ＲＣ造、ＳＲＣ造の居住中の世帯向け共同住宅において、工事内容に記載した 同種の建築修繕工事について、元請けまたは当機構一次下請けのいずれかで1件当り ５００万円以上の施工実績を有する者で、調査資料の提出日の属する年度の前年度末 から過去15年間(※3)までの間にそれぞれ次の要件を全て満足すること。 １．元請けの場合 ①工事内容に記載した同種工事を延べ３件以上（当該区域内における1件以上の 施工実績を含む）の施工実績があること ②①の実績は全て居住中で住戸内の工事であること （空家時に行う空家修繕工事、リニューアル等工事は対象外） ③①の実績は全て建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上げ、建具、タイル、 防水、ガラスのうち延べ３工種以上の施工実績であること ２．下請けの場合（当機構１次下請） ①当機構発注工事で、工事内容に記載した同種工事を延べ５件以上の施工実績がある こと（元請けとの契約書及び工事範囲、内容が証明できる書類を提出すること・当該 区域内における1件以上の施工実績を含む） ②①の実績は全て居住中で住戸内の工事であること （空家時に行う空家修繕工事、リニューアル等工事は対象外） ③①の実績は全て建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上げ、建具、タイル、 防水、ガラスのうち延べ３工種以上の施工実績であること 施工実績はⅰ当機構工事（元請け）ⅱ他の公共機関工事（元請け）ⅲ当機構工事 （１次下請け）ⅳ民間工事（元請け）の順で、かつ工事完工高で査定する。
	(2) 共用部建築等修繕 工事	27-保-建-中小-12	外壁等修繕工事 屋根防水修繕工事 （コンクリートブロック工法等複 数工種を含む工事） 共用階段・廊下手摺設置工事 階段室床防水工事 防風スクリーン等修繕工事 落下防止庇修繕・設置工事 共用廊下床シート修繕工事 住棟エントランス改修工事 施設整備修繕工事 集合郵便受箱取替工事 他	(12件)	保全建築登 録業者のう ち中小企業 (※2) に 該当する者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社奈良住まいセンター、大阪住まいセンター、 京都住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある 本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15 年間(※3)の間に、上記区域内において工事内容に記載 した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上） を元請けとして施工した実績があること。	ＲＣ造、ＳＲＣ造の居住中の世帯向け共同住宅において、工事内容に記載した 同種の建築修繕工事について、元請けまたは当機構一次下請けのいずれかで1件当り ５００万円以上の施工実績を有する者で、調査資料の提出日の属する年度の前年度末 から過去15年間(※3)までの間にそれぞれ次の要件を全て満足すること。 １．元請けの場合 ①工事内容に記載した同種工事を延べ３件以上（当該区域内における1件以上の 施工実績を含む）の施工実績があること ②①の実績は全て居住中の工事であること ③①の実績は全て建設業法で定める、左官、塗装、防水、とび、建具、タイル のうち延べ３工種以上の施工実績であること ２．下請けの場合（当機構１次下請） ①当機構発注工事で、工事内容に記載した同種工事を延べ５件以上の施工実績がある こと（元請けとの契約書及び工事範囲、内容が証明できる書類を提出すること・当該 区域内における1件以上の施工実績を含む） ②①の実績は全て居住中の工事であること ③①の実績は全て建設業法で定める左官、塗装、防水、とび、建具、タイル のうち延べ３工種以上の施工実績であること 施工実績はⅰ当機構工事（元請け）ⅱ他の公共機関工事（元請け）ⅲ当機構工事 （１次下請け）ⅳ民間工事（元請け）の順で、かつ工事完工高で査定する。
塗装	塗装工事	27-保-塗-6	外回り鉄部・建具塗装工事 屋外工作物塗装工事 屋内壁塗装工事 他	(12件)	塗装登 録業者のう ち中小企業 (※2) に 該当する者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社奈良住まいセンター、大阪住まいセンター、 京都住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある 本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15 年間(※3)の間に、上記区域内において工事内容に記載 した同種の当機構発注修繕工事（1件当り250万円以上） を元請けとして施工した実績があること。	①ＲＣ造、ＳＲＣ造の居住中の世帯向け共同住宅において、住戸内の塗装工事につい て、元請けとして1件当り２５０万円以上の施工実績を有する者で、調査資料の提出 日の属する年度の前年度末から過去15年間(※3)の間に延べ３件以上（当該区域内に おける1件以上の施工実績を含む）の施工実績があること。 施工実績はⅰ当機構工事（元請け）ⅱ他の公共機関工事（元請け）ⅲ民間工事 （元請け）の順で、かつ工事完工高で査定する。
防水	防水工事	27-保-防-6	屋根脱気絶縁複合防水工事 屋根断熱防水等修繕工事 バルコニー床防水工事 他	(4件)	防水登 録業者のう ち中小企業 (※2) に 該当する者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社奈良住まいセンター、大阪住まいセンター、 京都住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある 本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15 年間(※3)の間に、上記区域内において工事内容に記載 した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上） を元請けとして施工した実績があること。	①ＲＣ造、ＳＲＣ造の居住中の世帯向け共同住宅、若しくはＲＣ造、ＳＲＣ造の 供用開始している公共施設において、工事内容に記載した防水工事について、元 請けとして調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間(※3)の間に 1件当り５００万円以上の（元請）施工実績があること。 施工実績はⅰ当機構工事（元請け）ⅱ他の公共機関工事（元請け）ⅲ民間工事 （元請け）の順で、かつ工事完工高で査定する。

※1工事種別ごとに修繕等工事に係る施工マニュアルを整備すること（マニュアルの添付）

※2官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和4１年法律第97号）第２条（１）に該当する者（資本の額又は出資の総額が３億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が３百人
以下の会社及び個人）

※3平成27年度中の受付：平成12年4月1日から平成27年3月31日までの施工実績

平成28年度中の受付：平成13年4月1日から平成28年3月31日までの施工実績

工事種別	工事区分	工事区分記号	工事内容	《参考》 25・26年度発注件数	機構の定める要件		
					格付	地域要件	実績要件（技術的適性）
保全 土木	土木修繕等工事	27-保-土-中小-6	道路修繕工事 通路修繕工事 污水管修繕工事 外柵修繕工事 駐車場基盤整備工事 他	(5件)	保全土木 登録業者の うち中小企 業（※2） に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社奈良住まいセンター、大阪住まいセンター、京都住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅の敷地内において、工事内容に記載した土木修繕等工事について、調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に1件当り5 0 0 万円以上の施工実績があること。 なお、施工実績の工種については、整地工事、道路工事、排水管路工事を全て含むこと。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事（1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
			電灯幹線（40A化）改修工事 照明器具修繕工事 自動火災報知設備修繕工事 他		電気B	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社奈良住まいセンター、大阪住まいセンター、京都住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅において、単独の電気設備修繕等工事を調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に1件当り5 0 0 万円以上の施工実績があること。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事（1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
電気	(1) 電気設備修繕等工事	27-保-電-B-6	増幅器修繕工事 他	(7件)	電気C	②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅において、単独のテレビ共聴設備修繕等工事を調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に1件当り5 0 0 万円以上の施工実績があること。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事（1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
		27-保-電-C-6			電気通信工事の建設業許可をもつ電気登録業者	次のいずれかの要件に該当すること ①大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	
管	機械設備修繕等工事-1	27-保-管-B-6	給水管修繕工事 雑排水管修繕工事 他	(5件)	管B	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社奈良住まいセンター、大阪住まいセンター、京都住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅において、単独の機械設備修繕等工事を調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に1件当り5 0 0 万円以上の施工実績があること。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事（1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
		27-保-管-C-6			管C	②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	
造園	造園再整備工事	27-保-園-B-6	園路（通路）整備工事 広場整備工事 遊戯施設整備工事 修景施設整備工事 植栽整備工事 他	(0件)	造園B	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社奈良住まいセンター、大阪住まいセンター、京都住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	R C造、S R C造の世帯向け共同住宅の敷地内において、調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に工事内容に記載した造園再整備工事又は造園工事で1件当り5 0 0 万円以上の施工実績があること 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事（1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
		27-保-園-C-6			造園C	②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	

※1工事種別ごとに修繕等工事に係る施工マニュアルを整備すること（マニュアルの添付）

※2官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条（1）に該当する者（資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人）

※3平成27年度中の受付：平成12年4月1日から平成27年3月31日までの施工実績

平成28年度中の受付：平成13年4月1日から平成28年3月31日までの施工実績

工事 種別	工事区分	工事区分記号	工事内容	《参考》 25・26年度発注件数	機構の定める要件		
					格付	地域要件	実績要件（技術的適性）
保全 建築	(1) 住戸内建築等修繕 工事	27-保-建-中小-13	外回りアルミ製建具のアルミ化 工事 銅製建具のアルミ化工事 外回り木製建具アルミ化工事 ひる石天井修繕工事 洗濯排水設備工事 他	(0件)	保全建築登録業者のうち中小企業（※2）に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社阪神住まいセンター、千里住まいセンター、兵庫住まいセンター区域内において、建設業法上届出している本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	ＲＣ造、ＳＲＣ造の居住中の世帯向け共同住宅において、工事内容に記載した同種の建築修繕工事について、元請けまたは当機構一次下請けのいずれかで1件当り５００万円以上の施工実績を有する者で、調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）までの間にそれぞれ次の要件を全て満足すること。 １．元請けの場合 ①工事内容に記載した同種工事を延べ３件以上（当該区域内における1件以上の施工実績を含む）の施工実績があること ②①の実績は全て居住中で住戸内の工事であること （空家時に行う空家修繕工事、リニューアル等工事は対象外） ③①の実績は全て建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上げ、建具、タイル、防水、ガラスのうち延べ３工種以上の施工実績であること ２．下請けの場合（当機構１次下請） ①当機構発注工事で、工事内容に記載した同種工事を延べ５件以上の施工実績があること（元請けとの契約書及び工事範囲、内容が証明できる書類を提出すること・当該区域内における1件以上の施工実績を含む） ②①の実績は全て居住中で住戸内の工事であること （空家時に行う空家修繕工事、リニューアル等工事は対象外） ③①の実績は全て建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上げ、建具、タイル、防水、ガラスのうち延べ３工種以上の施工実績であること 施工実績はⅰ当機構工事（元請け）ⅱ他の公共機関工事（元請け）ⅲ当機構工事（１次下請け）ⅳ民間工事（元請け）の順で、かつ工事完工高で査定する。
	(2) 共用部建築等修繕 工事	27-保-建-中小-14	外壁等修繕工事 屋根防水修繕工事 （コンクリートブロック工法等複数工種を含む工事） 共用階段・廊下手摺設置工事 階段室床防水工事 防風スクリーン等修繕工事 落下防止庇修繕・設置工事 共用廊下床シート修繕工事 住棟エントランス改修工事 施設整備修繕工事 集合郵便受箱取替工事 他	(3件)	保全建築登録業者のうち中小企業（※2）に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社阪神住まいセンター、千里住まいセンター、兵庫住まいセンター区域内において、建設業法上届出している本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	ＲＣ造、ＳＲＣ造の居住中の世帯向け共同住宅において、工事内容に記載した同種の建築修繕工事について、元請けまたは当機構一次下請けのいずれかで1件当り５００万円以上の施工実績を有する者で、調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）までの間にそれぞれ次の要件を全て満足すること。 １．元請けの場合 ①工事内容に記載した同種工事を延べ３件以上（当該区域内における1件以上の施工実績を含む）の施工実績があること ②①の実績は全て居住中の工事であること ③①の実績は全て建設業法で定める、左官、塗装、防水、とび、建具、タイルのうち延べ３工種以上の施工実績であること ２．下請けの場合（当機構１次下請） ①当機構発注工事で、工事内容に記載した同種工事を延べ５件以上の施工実績があること（元請けとの契約書及び工事範囲、内容が証明できる書類を提出すること・当該区域内における1件以上の施工実績を含む） ②①の実績は全て居住中の工事であること ③①の実績は全て建設業法で定める左官、塗装、防水、とび、建具、タイルのうち延べ３工種以上の施工実績であること 施工実績はⅰ当機構工事（元請け）ⅱ他の公共機関工事（元請け）ⅲ当機構工事（１次下請け）ⅳ民間工事（元請け）の順で、かつ工事完工高で査定する。
塗装	塗装工事	27-保-塗-7	外回り鉄部・建具塗装工事 屋外工作物塗装工事 屋内壁塗装工事 他	(2件)	塗装登録業者のうち中小企業（※2）に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社阪神住まいセンター、千里住まいセンター、兵庫住まいセンター区域内において、建設業法上届出している本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当り250万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	①ＲＣ造、ＳＲＣ造の居住中の世帯向け共同住宅において、住戸内の塗装工事について、元請けとして1件当り２５０万円以上の施工実績を有する者で、調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に延べ３件以上（当該区域内における1件以上の施工実績を含む）の施工実績があること。 施工実績はⅰ当機構工事（元請け）ⅱ他の公共機関工事（元請け）ⅲ民間工事（元請け）の順で、かつ工事完工高で査定する。
防水	防水工事	27-保-防-7	屋根脱気絶縁複合防水工事 屋根断熱防水等修繕工事 バルコニー床防水工事 他	(0件)	防水登録業者のうち中小企業（※2）に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社阪神住まいセンター、千里住まいセンター、兵庫住まいセンター区域内において、建設業法上届出している本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けとして施工した実績があること。	①ＲＣ造、ＳＲＣ造の居住中の世帯向け共同住宅、若しくはＲＣ造、ＳＲＣ造の供用開始している公共施設において、工事内容に記載した防水工事について、元請けとして調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に1件当り５００万円以上の（元請）施工実績があること。 施工実績はⅰ当機構工事（元請け）ⅱ他の公共機関工事（元請け）ⅲ民間工事（元請け）の順で、かつ工事完工高で査定する。

※1工事種別ごとに修繕等工事に係る施工マニュアルを整備すること（マニュアルの添付）

※2官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条（1）に該当する者（資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人）

※3平成27年度中の受付：平成12年4月1日から平成27年3月31日までの施工実績

平成28年度中の受付：平成13年4月1日から平成28年3月31日までの施工実績

工事種別	工事区分	工事区分記号	工事内容	《参考》 25・26年度発注件数	機構の定める要件		
					格付	地域要件	実績要件（技術的適性）
保全 土木	土木修繕等工事	27-保-土-中小-7	道路修繕工事 通路修繕工事 污水管修繕工事 外柵修繕工事 駐車場基盤整備工事 他	(0件)	保全土木 登録業者の うち中小企 業（※2） に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社阪神住まいセンター、千里住まいセンター、 兵庫住まいセンター区域内において、建設業法上届出してい る本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種 の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けと して施工した実績があること。	R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅の敷地内において、工事内容に 記載した土木修繕等工事について、調査資料の提出日の属する年度の前年度末 から過去15年間（※3）の間に1件当り5 0 0 0万円以上の施工実績があること。 なお、施工実績の工種については、整地工事、道路工事、排水管路工事を全て 含むこと。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事 （1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
			電灯幹線（40A化）改修工事 照明器具修繕工事 自動火災報知設備修繕工事 他		電気B	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社阪神住まいセンター、千里住まいセンター、 兵庫住まいセンター区域内において、建設業法上届出してい る本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種 の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けと して施工した実績があること。	R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅において、単独の電気設備修繕 等工事を調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に 1件当り5 0 0 0万円以上の施工実績があること。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事 （1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
電気	(1) 電気設備修繕等 工事	27-保-電-B-7	増幅器修繕工事 他	(9件)	電気C	②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種 の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けと して施工した実績があること。	R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅において、単独のテレビ共聴設備 修繕等工事を調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に 1件当り5 0 0 0万円以上の施工実績があること。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事 （1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
	(2) テレビ共聴設備 修繕等工事	27-保-電-C-7			電気通信工 事の建設業 許可をもつ 電気登録業 者	次のいずれかの要件に該当すること ①大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県 内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所 があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種 の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けと して施工した実績があること。	
管	機械設備修繕等 工事-1	27-保-管-B-7	給水管修繕工事 雑排水管修繕工事 他	(8件)	管B	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社阪神住まいセンター、千里住まいセンター、 兵庫住まいセンター区域内において、建設業法上届出してい る本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種 の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けと して施工した実績があること。	R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅において、単独の機械設備修繕 等工事を調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に 1件当り5 0 0 0万円以上の施工実績があること。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事 （1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
		27-保-管-C-7			管C	②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種 の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けと して施工した実績があること。	
機械	機械設備修繕等 工事-2	27-保-機-4	ごみ貯留排出装置修繕工事 他	(0件)	機械設置	次のいずれかの要件に該当すること ①大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、又は和歌山県 内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所 があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種 の当機構発注修繕工事（1件当り250万円以上）を元請けと して施工した実績があること。	R C造、S R C造の世帯向け共同住宅において、単独のごみ貯留排出装置修繕 又は新設工事を調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間（※3） の間に1件当り250万円以上の施工実績があること。 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事 （1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
造園	造園再整備工事	27-保-園-B-7	園路(通路) 整備工事 広場整備工事 遊戯施設整備工事 修景施設整備工事 植栽整備工事 他	(0件)	造園B	次のいずれかの要件に該当すること ①当機構西日本支社阪神住まいセンター、千里住まいセンター、 兵庫住まいセンター区域内において、建設業法上届出してい る本店、支店又は営業所があること。 ②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種 の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けと して施工した実績があること。	R C造、S R C造の世帯向け共同住宅の敷地内において、調査資料の提出日 の属する年度の前年度末から過去15年間（※3）の間に工事内容に記載した造園再整備工 事又は造園工事で1件当り5 0 0 0万円以上の施工実績があること 施工実績は i 当機構工事（元請け） ii 他の公共機関工事（元請け） iii 当機構工事 （1次下請け） iv 民間工事の順で、かつ工事完工高で査定する。
		27-保-園-C-7			造園C	②調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年間 （※3）の間に、上記区域内において工事内容に記載した同種 の当機構発注修繕工事（1件当り500万円以上）を元請けと して施工した実績があること。	

※1工事種別ごとに修繕等工事に係る施工マニュアルを整備すること（マニュアルの添付）

※2官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和4 1 年法律第97号）第2条（1）に該当する者（資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人）

※3平成27年度中の受付：平成12年4月1日から平成27年3月31日までの施工実績

平成28年度中の受付：平成13年4月1日から平成28年3月31日までの施工実績

住まいセンター業務区域表

住まいセンター名	業 務 区 域
千里	大阪府（大阪市東淀川区、淀川区、池田市、豊中市、吹田市、摂津市、箕面市、茨木市、高槻市、島本町、豊能町、能勢町）
大阪	大阪府（大阪市（東淀川区、西淀川区、淀川区、福島区、此花区を除く）、守口市、門真市、大東市、東大阪市、八尾市、寝屋川市、枚方市、交野市、四条畷市、柏原市）
泉北	大阪府（堺市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、高石市、泉大津市、岸和田市、和泉市、河内長野市、泉佐野市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、松原市、貝塚市、太子町、河南町、千早赤阪村、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町）
兵庫	兵庫県全域（西宮市、尼崎市、宝塚市、川西市、芦屋市、伊丹市、三田市を除く）
京都	京都府（木津川市、精華町を除く）、滋賀県
奈良	奈良県、三重県名張市、京都府木津川市、及び精華町
阪神	大阪府（大阪市福島区、此花区、西淀川区）、兵庫県（西宮市、尼崎市、宝塚市、川西市、芦屋市、伊丹市、三田市）